

第49回原子力委員会定例会議議事録(案)

1. 日 時 1998年9月1日(火) 10:30~12:05

2. 場 所 委員会会議室

3. 出席者 藤家委員長代理、依田委員、遠藤委員、木元委員
(事務局等) 科学技術庁

原子力局

政策課 中川、板本

立地地域対策室 星野

原子力調査室 総本室長、板倉、村上、池畠

国際協力・保障措置課 竹内、池田

動力炉開発課 大塚

研究技術課 松澤

外務省

科学原子力課 中村

通商産業省資源エネルギー庁

原子力産業課 土井、今井

開発課 福島

原子力発電課 白井、居島

原子力発電安全管理課 山田

原子力発電安全企画審査課

木本統括安全審査官、原、黒村、小山

吉舎専門委員

4. 議 項

- (1) 平成11年度原子力関係予算ヒアリングについて(外務省、通商産業省、科学技術庁)
- (2) 関西電力株式会社高浜発電所の原子炉の設置変更(1号、2号、3号及び4号原子炉施設の変更)について(諮問)
- (3) その他

5. 配布資料

資料1-1 原子力関係事業の進捗状況

資料1-2 平成11年度通商産業省原子力関係予算概算要求の概要

資料1-3 平成11年度科学技術庁原子力関係概算要求

資料2-1 関西電力株式会社高浜発電所の原子炉の設置変更(1号、2号、3号及び4号原子炉施設の変更)について(諮問)

資料2-2 関西電力株式会社高浜発電所原子炉設置変更許可申請(1号、2号、3号及び4号原子炉施設の変更)の概要について

資料3 第48回原子力委員会臨時会議議事録(案)

6. 問議事項

(1) 平成11年度原子力関係予算ヒアリングについて（外務省、通商産業省、科学技術庁）

標記の件について、事務局より資料1-1、資料1-2及び資料1-3に基づき説明があった。これに対し、

①外務省

- ・各種国際機関への拠出について、拠出額に見合うだけ我が國が国際機関に影響を与えるよう監督するべき。また、拠出額に見合うだけの人的貢献をしていく必要あり。

(外務省) IAEAについては、現在、理事会議長の他に事務局の重要なポストを確保している。今後も積極的に意志決定に関与できるポストを確保してゆく所存だが、このためには良い人材を提供することが必要。

- ・アジア地域の協力をを行うRCAについては予算ゼロとなっているが、アジア支援は重要なので何らかの支援が続くようにして欲しい。

(外務省) RCAについては、現在の財政状況で切らざるを得なかつたが、現在実施中の事業は、実体的には原研の研究施設の利用等によるin-kindの支援で継続したい。

- ・国際機関等への拠出金等の有効性について、一般国民にどの様に伝えているか。

(外務省) 分担金は、各国の分担金をまとめて運用するので、分担金の使途を特定できないが、我が国の意志を国際機関に反映し、又専門家の派遣等を通じて我が国の顔が見えるように努力する。

②通産省

- ・通産省の拠出金と、外務省のものとは違うのか。

(通産省) 外務省分担金は、国毎に応分の負担をするので、外務省が代表して支出。各省庁の特別拠出金は目的別なので、その所掌分野に応じ支出。

- ・広報は、科技庁、通産省等が行っているが、広報の受け手にとって実施者の違いはないので、相互に連携して取り組んで欲しい。

・本件については別途の場を設けて、広報活動の実施状況についてレビューしたい。

③科技庁

- ・原子力委員会で核燃料サイクル開発機構の業務のあり方についてまとめたが、予算にどの様に反映するか。

(事務局) 「業務のあり方について」を尊重して予算を組んでいるが、施設の建設の進捗による増減等があり、予算の上では見えにくい。

- ・箱もの的なものでしか予算を説明できないようではよくない。例えば、解体接関係協力は重要と考えるが、国際関係に全く言及がなかった。委員会の意向が予算要求に反映されていることを十分わかるようにし、今後もしっかりフォローしてほしい。

等の質疑応答及び委員の意見があった。

(2) 関西電力株式会社高浜発電所の原子炉の設置変更（1号、2号、3号及び4号原子炉施設の変更）について（諮問）

平成10年8月26日付け平成10-05-11第8号をもって通商産業大臣から諮

間を受けた標記の件について、通商産業省より資料2-1及び資料2-2に基づき説明があった。これに対し、

- ・従来は発電所への燃料装荷前に再処理委託先が決まっていたが、今回は何も決まってないと言うことか。

(通産省)全量再処理を行うという方針に変わりないが、再処理委託先確認方法を一部変更して、現在は燃料の炉内装荷前までに再処理委託先につき政府の確認を受けることとしているのを、燃料の炉内装荷前までに使用済燃料の貯蔵・管理について政府の確認を受けた場合には、使用済燃料のサイトからの搬出前までに再処理委託先につき政府の確認を受ければよいようにする。

- ・中間貯蔵により、使用済燃料の行き先がなくならないか、商業用再処理工場でMOX燃料の再処理ができるのか、等について十分検討を行う必要がある。
等の質疑応答があり、標記の件について引き続き審議することとした。

注) 本件申請に係る変更は以下のとおり。

- ①3号炉及び4号炉において、ウラン・プルトニウム混合酸化物燃料集合体を装荷する。これに伴い、燃料取替用水タンクのほう素濃度を変更する。
- ②3号炉の核燃料物質取扱設備の一部及び使用済燃料貯蔵設備並びに4号炉の核燃料物質取扱設備の一部及び使用済燃料貯蔵設備を1号炉及び2号炉と共に化する。
- ③1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉の使用済燃料の再処理委託先確認方法を一部変更する。

(3) 議事録の確認

事務局作成の資料3第48回原子力委員会臨時会議議事録(案)が了承された。

なお、事務局より、次回は9月4日(金)に臨時会議を10:30から開催する方向で調整したい旨発言があった。